

(旧)

利根町公共下水道事業

経営戦略【素案】

2025 年度 ～ 2034 年度
(令和 7 年度) (令和 16 年度)

利根町 生活環境課

令和 7 年 3 月

(新)

利根町下水道事業

経営戦略【案】

2025 年度 ～ 2034 年度
(令和 7 年度) (令和 16 年度)

利根町

令和 7 年 3 月

(旧)

目 次

第1章 経営戦略策定方針	5
1-1 経営戦略策定の趣旨	5
1-2 経営戦略のイメージ	6
1-3 経営戦略の位置づけ	7
1-4 計画期間	7
第2章 下水道事業の現状と課題	8
2-1 下水道事業の現状	8
2-1-1 下水道事業の概要	8
2-1-2 施設の概要	10
2-1-3 組織・職員の概要	14
2-1-4 使用料の現状	15
2-1-5 処理区域内人口と普及率の現状	16
2-1-6 水洗化の現状	16
2-1-7 年間有収水量の現状	17
2-1-8 整備の現状	18
2-1-9 下水道使用料収入の現状	18
2-1-10 繰入金の現状	19
2-1-11 企業債残高の現状	19
2-2 経営指標による評価・分析	20
2-3. 前回計画と実績の比較	26
2-4. 下水道事業の課題	26
第3章 将来の事業環境の見通し	27
3-1 将来人口及び排水量（有収水量）の見通し	27
3-1-1 処理区域内人口と普及率の見通し	28
3-1-2 水洗化の見通し	28
3-1-3 年間有収水量の見通し	29
3-1-4 下水道使用料収入の見通し	29
3-2 施設の見通し	30
3-3 組織の見通し	31
第4章 経営の基本方針	32
4-1 公共下水道事業経営の基本理念	32
4-2 公共下水道事業経営の基本方針	32
4-3 基本方針を達成するための取組	32
4-3-1 効率化・健全化のための取組	33

(新)

目 次

第1章 経営戦略策定方針	5
1-1 経営戦略策定の趣旨	5
1-2 経営戦略のイメージ	6
1-3 経営戦略の位置づけ	7
1-4 計画期間	7
第2章 下水道事業の現状と課題	8
2-1 下水道事業の現状	8
2-1-1 下水道事業の概要	8
2-1-2 施設の概要	10
2-1-3 組織・職員の概要	14
2-1-4 使用料の現状	15
2-1-5 処理区域内人口と普及率の現状	16
2-1-6 水洗化の現状	16
2-1-7 年間有収水量の現状	17
2-1-8 整備の現状	18
2-1-9 下水道使用料収入の現状	18
2-1-10 繰入金の現状	19
2-1-11 企業債残高の現状	19
2-2 経営指標による評価・分析	20
2-3 前回計画と実績の比較	26
2-4 下水道事業の課題	26
第3章 将来の事業環境の見通し	27
3-1 将来人口及び排水量（有収水量）の見通し	27
3-1-1 処理区域内人口と普及率の見通し	28
3-1-2 水洗化の見通し	28
3-1-3 年間有収水量の見通し	29
3-1-4 下水道使用料収入の見通し	29
3-2 施設の見通し	30
3-3 組織の見通し	31
第4章 経営の基本方針	32
4-1 公共下水道事業経営の基本理念	32
4-2 公共下水道事業経営の基本方針	32
4-3 基本方針を達成するための取組	32
4-3-1 効率化・健全化のための取組	33

(旧)

4-3-2 抜本的改革への取組.....	34
4-3-3 その他の取組.....	34
4-3-4 防災・減災対策の取組.....	35
4-4 経費回収率の向上のためのロードマップ	35
第5章 投資・財政計画.....	36
5-1 投資計画.....	36
5-2 財政計画.....	38
5-3 投資以外の経費について.....	38
5-4 収支計画策定の条件と考え方について.....	38
5-5 収益的収支の見通し.....	41
5-6 資本的収支の見通し.....	42
5-7 経営指標の見通し.....	43
5-7-1 経常収支比率.....	43
5-7-2 流動比率.....	43
5-7-3 企業債残高対事業規模比率.....	44
5-7-4 経費回収率.....	44
5-7-5 汚水処理原価.....	45
5-7-6 有形固定資産減価償却率.....	46
5-7-7 一般会計繰入金.....	46
5-8 経営指標等の目標値.....	47
5-9 下水道使用料適正化財政シミュレーション.....	48
5-9-1 使用料改定を行った場合の下水道使用料の見通し.....	49
5-9-2 使用料改定を行った場合の経費回収率の見通し.....	49
5-9-3 使用料改定を行った場合の一般会計繰入金の見通し.....	50
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	53
6-1 進捗管理及び見直しの方法.....	53

用語集の追加

(新)

4-3-2 抜本的改革への取組.....	34
4-3-3 その他の取組.....	34
4-3-4 防災・減災対策の取組.....	35
4-4 経費回収率の向上のためのロードマップ	35
第5章 投資・財政計画.....	36
5-1 投資計画.....	36
5-2 財政計画.....	38
5-3 投資以外の経費について.....	38
5-4 収支計画策定の条件と考え方について.....	39
5-5 収益的収支の見通し.....	41
5-6 資本的収支の見通し.....	42
5-7 経営指標の見通し.....	43
5-7-1 経常収支比率.....	43
5-7-2 流動比率.....	43
5-7-3 企業債残高対事業規模比率.....	44
5-7-4 経費回収率.....	44
5-7-5 汚水処理原価.....	45
5-7-6 有形固定資産減価償却率.....	46
5-7-7 一般会計繰入金.....	46
5-8 経営指標等の目標値.....	47
5-9 下水道使用料適正化財政シミュレーション.....	48
5-9-1 使用料改定を行った場合の下水道使用料の見通し.....	49
5-9-2 使用料改定を行った場合の経費回収率の見通し.....	49
5-9-3 使用料改定を行った場合の一般会計繰入金の見通し.....	50
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	53
6-1 進捗管理及び見直しの方法.....	53

《用語集》..... 54

第1章 経営戦略策定方針

1-1 経営戦略策定の趣旨

下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増すことが予想されます。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26（2014）年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）、「経営戦略」の策定推進について」（平成28（2016）年1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）及び「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31（2019）年3月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の経営戦略の策定に取り組むことが求められました。

さらに、「経営戦略」の改定推進について」（令和4（2022）年1月25日付総務省自治財政局公営企業課長等通知）では、質を向上させるための取組として、人口減少や物価上昇等を反映した経営戦略の見直しを令和7（2025）年までに実施することが要請されています。

本町においては、令和2（2020）年3月に「利根町公共下水道事業経営戦略」を策定し、本年度で4年が経過しました。今回、総務省からの要請により人口3万人未満の地方自治体が行う下水道事業等についての地方公営企業法適用の移行を令和5年度で完了したこともあり、これまでの取組を評価するとともに、様々な社会情勢の変化に伴う財政計画の見直し等も踏まえた実効性のある計画とするため、本計画の見直しを行いました。

図表 1-1 経営戦略策定に関する国の動き

通知	通知名	概要
平成26(2014)年8月29日付 総財公第107号 総財営第73号 総財準第83号	公営企業の経営に当たっての留意事項について	公営企業に対し経営戦略の策定の要請
平成28(2016)年1月26日付 総財公第10号 総財営第2号 総財準第4号	「経営戦略」の策定推進について	令和2(2020)年度までに策定率を100%とする
平成31(2019)年3月29日付 総財公第45号 総財営第34号 総財準第52号	「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について	「経営戦略策定・改定ガイドライン」 「経営戦略策定・改定マニュアル」の公表
令和4(2022)年1月25日付 総財公第6号 総財営第1号 総財準第2号	「経営戦略」の改定推進について	令和7(2025)年度までに見直し率を100%とする

（総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）

第1章 経営戦略策定方針

1-1 経営戦略策定の趣旨

下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増すことが予想されます。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26（2014）年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）、「経営戦略」の策定推進について」（平成28（2016）年1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）及び「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31（2019）年3月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の経営戦略の策定に取り組むことが求められました。

さらに、「経営戦略」の改定推進について」（令和4（2022）年1月25日付総務省自治財政局公営企業課長等通知）では、質を向上させるための取組として、人口減少や物価上昇等を反映した経営戦略の見直しを令和7（2025）年までに実施することが要請されています。

本町においては、令和2（2020）年3月に「利根町公共下水道事業経営戦略」を策定し、本年度で4年が経過しました。今回、総務省からの要請により人口3万人未満の地方自治体が行う下水道事業等についての地方公営企業法適用の移行を令和5（2023）年度で完了したこともあり、これまでの取組を評価するとともに、様々な社会情勢の変化に伴う財政計画の見直し等も踏まえた実効性のある計画とするため、本計画の見直しを行いました。

図表 1-1 経営戦略策定に関する国の動き

通知	通知名	概要
平成26(2014)年8月29日付 総財公第107号 総財営第73号 総財準第83号	公営企業の経営に当たっての留意事項について	公営企業に対し経営戦略の策定の要請
平成28(2016)年1月26日付 総財公第10号 総財営第2号 総財準第4号	「経営戦略」の策定推進について	令和2(2020)年度までに策定率を100%とする
平成31(2019)年3月29日付 総財公第45号 総財営第34号 総財準第52号	「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について	「経営戦略策定・改定ガイドライン」 「経営戦略策定・改定マニュアル」の公表
令和4(2022)年1月25日付 総財公第6号 総財営第1号 総財準第2号	「経営戦略」の改定推進について	令和7(2025)年度までに見直し率を100%とする

（総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）

(旧)

本町の公共下水道事業は、**昭和 51 年**に建設事業に着手、**昭和 52 年** 6 月より施設の供用を開始しました。この間、現在に至るまで度重なる事業計画の見直しを行い、現在は、事業計画として污水計画は 434.0ha、雨水計画は 439.2ha の認可を受け下水道施設の整備を鋭意進めており、**令和 5 年**度末時点での污水整備済面積は 393.2ha となっています。

公共下水道事業の計画値及び令和 5 (2023) 年度末における現状値は以下に示す通りです。行政区域内人口のうち、公共下水道の処理区域内人口の割合である普及率は 88.4%、処理区域内人口のうち、実際に公共下水道へ接続して污水处理している人口の割合である水洗化率は 97.6%となっています。

図表 2-2 利根町下水道事業の概要

区分	項目	単位	
供用開始年度		昭和52年度	
計画値	全体計画人口	人	15,798
	全体計画面積	ha	805
令和5 (2023) 年度末現状値	行政区域内人口	人	15,271
	処理区域内人口	人	13,496
	水洗化人口	人	13,169
	行政区域面積	ha	2,486
	処理区域面積	ha	393
	普及率	%	88.4%
	水洗化率	%	97.6%

(新)

本町の公共下水道事業は、昭和 51 (**1976**) 年に建設事業に着手、昭和 52 (**1977**) 年 6 月より施設の供用を開始しました。この間、現在に至るまで度重なる事業計画の見直しを行い、現在は、事業計画として污水計画は 434.0ha、雨水計画は 439.2ha の認可を受け下水道施設の整備を鋭意進めており、令和 5 (**2023**) 年度末時点での污水整備済面積は 393.2ha となっています。

公共下水道事業の計画値及び令和 5 (2023) 年度末における現状値は以下に示す通りです。行政区域内人口のうち、公共下水道の処理区域内人口の割合である普及率は 88.4%、処理区域内人口のうち、実際に公共下水道へ接続して污水处理している人口の割合である水洗化率は 97.6%となっています。

図表 2-2 利根町下水道事業の概要

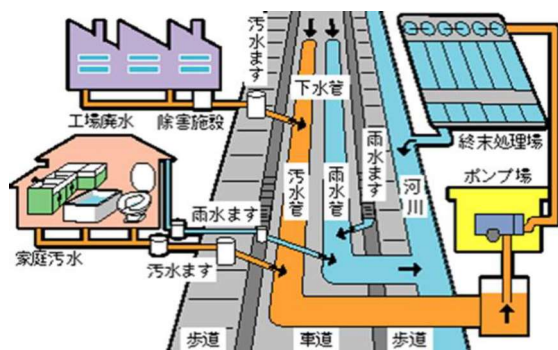
区分	項目	単位	
供用開始年度		昭和52(1977)年度	
計画値	全体計画人口	人	15,798
	全体計画面積	ha	805
令和5 (2023) 年度末現状値	行政区域内人口	人	15,271
	処理区域内人口	人	13,496
	水洗化人口	人	13,169
	行政区域面積	ha	2,486
	処理区域面積	ha	393
	普及率	%	88.4%
	水洗化率	%	97.6%

(旧)

2-1-2 施設の概要

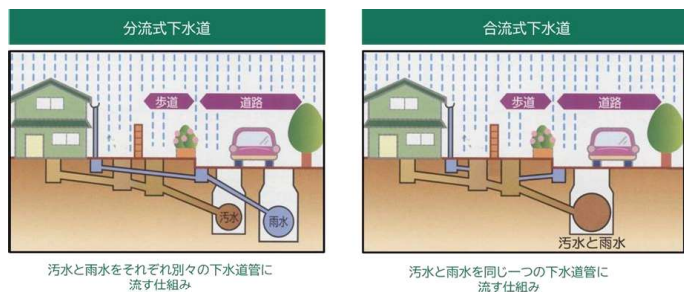
下水道とは、下水道法第2条第2号において『下水を排除するための設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く)、これに接続して下水を処理するために設けられるポンプ施設その他施設の総体をいう』と定義されており、排水施設(排水管・排水渠等)、処理施設(污水处理施設等)、補完施設(ポンプ施設等)から構成されております。

図表 2-3 下水道施設の構成



下水道施設には、汚水と雨水をそれぞれ別々の下水道管に流す「分流式」と汚水と雨水を同じ下水道管に流す「合流式」があります。昭和45年の下水道法改正以降、公共用水域の水質保全の観点より、「分流式」が採用されております。

図表 2-4 合流式と分流式

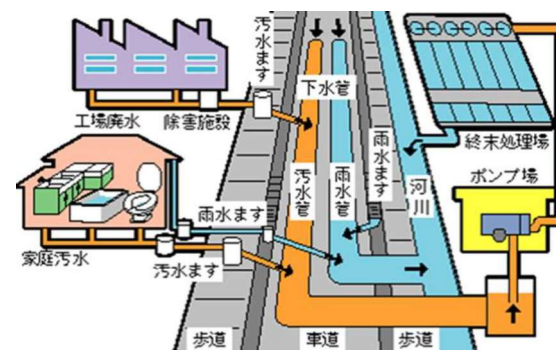


(新)

2-1-2 施設の概要

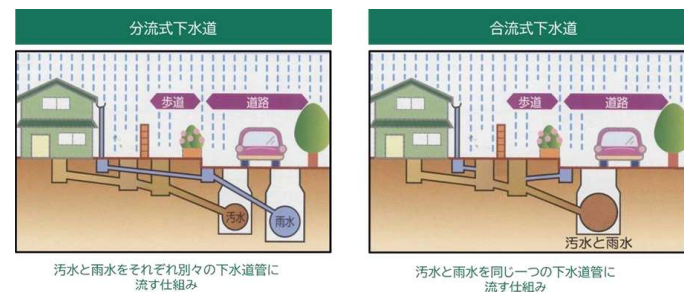
下水道とは、下水道法第2条第2号において『下水を排除するための設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く)、これに接続して下水を処理するために設けられるポンプ施設その他施設の総体をいう』と定義されており、排水施設(排水管・排水渠等)、処理施設(污水处理施設等)、補完施設(ポンプ施設等)から構成されております。

図表 2-3 下水道施設の構成



下水道施設には、汚水と雨水をそれぞれ別々の下水道管に流す「分流式」と汚水と雨水を同じ下水道管に流す「合流式」があります。昭和45(1970)年の下水道法改正以降、公共用水域の水質保全の観点より、「分流式」が採用されております。

図表 2-4 合流式と分流式



(旧)

利根浄化センターで管轄している霞ヶ浦常南流域下水道事業は、筑波研究学園都市があるつくば市から、牛久市、龍ヶ崎市を経て利根町に至る地域及び河内町、稲敷市(旧新利根町)の4市2町を対象地区としています。また、施設全体のイメージは、中継ポンプ場はつくば市5箇所・河内町2箇所・稲敷市1箇所の計8箇所を有し、幹線管渠(研究学園都市利根町間幹線・研究学園西幹線・筑波幹線及び河内幹線)の総延長は約63キロメートルです

図表 2-7 霞ヶ浦常南流域下水道計画図

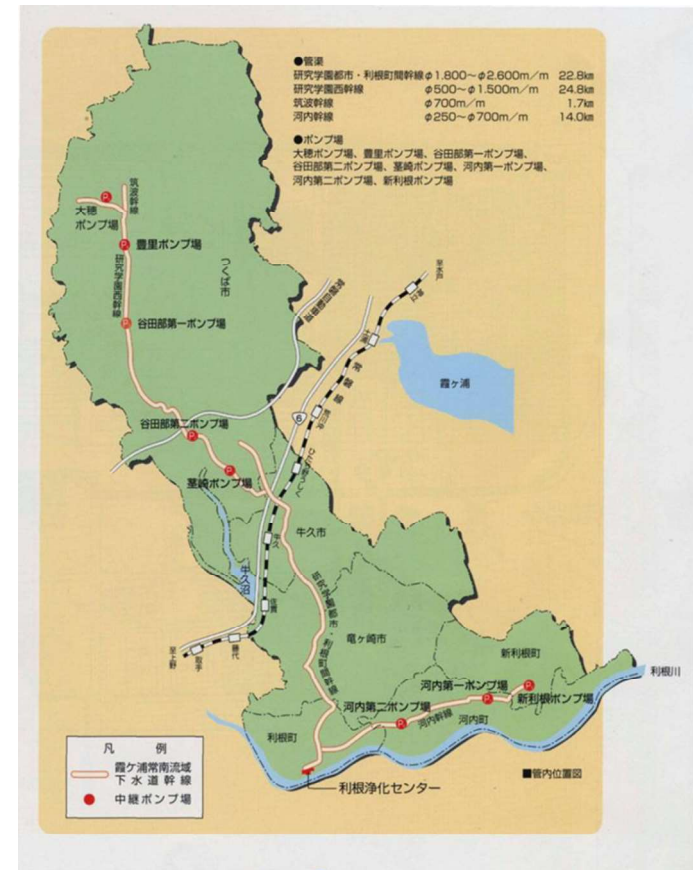


出典：茨城県流域下水道事務所ホームページ

(新)

利根浄化センターで管轄している霞ヶ浦常南流域下水道事業は、筑波研究学園都市があるつくば市から、牛久市、龍ヶ崎市を経て利根町に至る地域及び河内町、稲敷市(旧新利根町)の4市2町を対象地区としています。また、施設全体のイメージは、中継ポンプ場はつくば市5箇所・河内町2箇所・稲敷市1箇所の計8箇所を有し、幹線管渠(研究学園都市利根町間幹線・研究学園西幹線・筑波幹線及び河内幹線)の総延長は約63キロメートルです

図表 2-7 霞ヶ浦常南流域下水道計画図



出典：茨城県流域下水道事務所ホームページ

(旧)

2-1-4 使用料の現状

本町の下水道使用料体系は、以下に示すとおりです。使用量（排水量）の多寡にかかわらず、単価を均一とした単一型従量料金制を採用しています。なお、井戸水の使用については認定水量制を採用し、井戸水のみの場合は一人当たり1か月6㎡、併用使用時は一人当たり1か月6㎡の井戸の認定水量と水道使用水量を比較して多い方を使用量としています。

$$\text{◆下水道使用料金の算出方法} \\ \text{水道水使用水量} \times 120 \text{ 円} / \text{m}^3 \text{ (税抜)} = \text{下水道料金}$$

「条例上の使用料」と「実質的な使用料」を比較するため、20㎡あたりのそれぞれの使用料を以下に示しております。条例上の使用料は、実際に下水道使用料として賦課している20㎡あたりの金額であり、実質的な使用料とは、1年間の料金収入の総額を年間有収水量の総量で除し、20㎡を乗じて算定した金額であります。

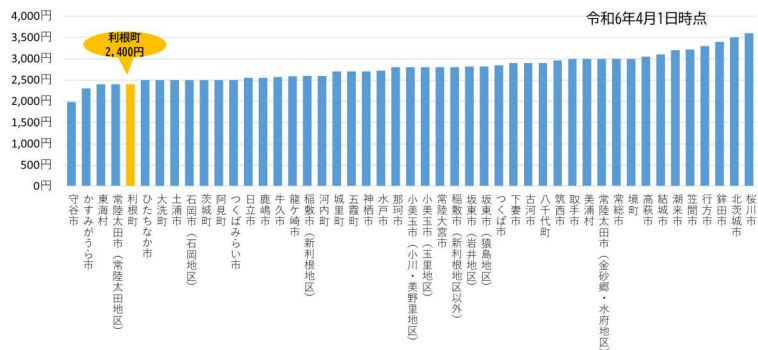
令和5（2023）年4月1日時点における条例上の使用料（一般家庭における20㎡当たりの使用料）は2,400円（税抜）となります。供用開始以降、料金改定は実施しておりません。

図表 2-10 条例上の使用料及び実質的な使用料 一般用（税抜）

年度	条例上	実質的
令和3年度	2,400円	2,393円
令和4年度	2,400円	2,396円
令和5年度	2,400円	2,394円

本町の一般家庭用20㎡使用時の使用料2,400円を県内の団体と比較すると、下位から6番目と低い水準にあります。

図表 2-11 条例上の使用料 一般用（税抜）茨城県内比較



(新)

2-1-4 使用料の現状

本町の下水道使用料体系は、以下に示すとおりです。使用量（排水量）の多寡にかかわらず、単価を均一とした単一型従量料金制を採用しています。なお、井戸水の使用については認定水量制を採用し、井戸水のみの場合は一人当たり1か月6㎡、併用使用時は一人当たり1か月6㎡の井戸の認定水量と水道使用水量を比較して多い方を使用量としています。

$$\text{◆下水道使用料金の算出方法} \\ \text{水道水使用水量} \times 120 \text{ 円} / \text{m}^3 \text{ (税抜)} = \text{下水道料金}$$

「条例上の使用料」と「実質的な使用料」を比較するため、20㎡あたりのそれぞれの使用料を以下に示しております。条例上の使用料は、実際に下水道使用料として賦課している20㎡あたりの金額であり、実質的な使用料とは、1年間の料金収入の総額を年間有収水量の総量で除し、20㎡を乗じて算定した金額であります。

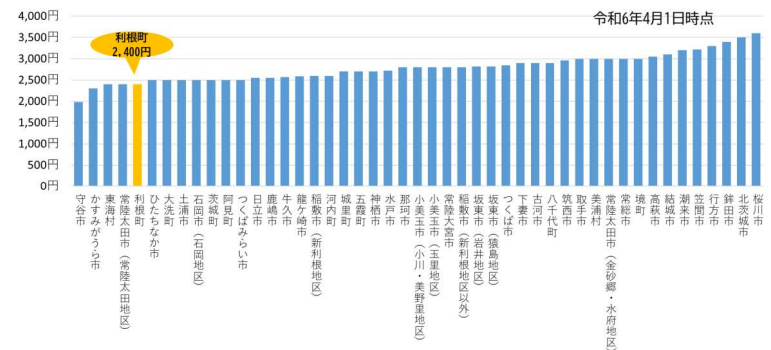
令和5（2023）年4月1日時点における条例上の使用料（一般家庭における20㎡当たりの使用料）は2,400円（税抜）となります。供用開始以降、料金改定は実施しておりません。

図表 2-10 条例上の使用料及び実質的な使用料 一般用（税抜）

年度	条例上	実質的
令和3年度	2,400円	2,393円
令和4年度	2,400円	2,396円
令和5年度	2,400円	2,394円

本町の一般家庭用20㎡使用時の使用料2,400円を県内の団体と比較すると、下位から5番目と低い水準にあります。

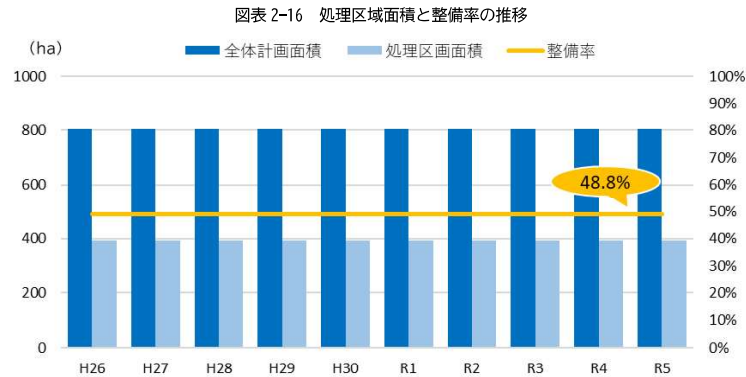
図表 2-11 条例上の使用料 一般用（税抜）茨城県内比較



(旧)

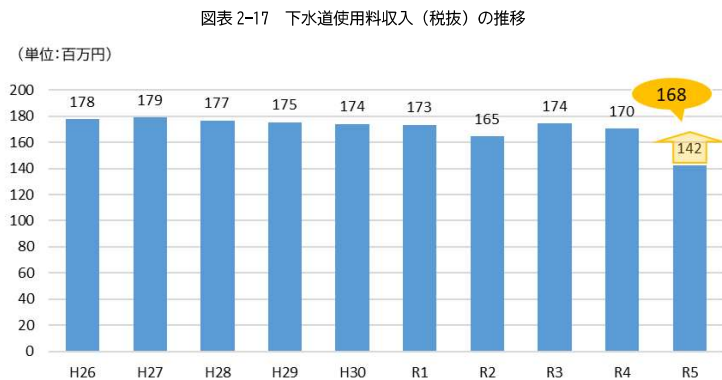
2-1-8 整備の現状

令和 5(2023)年度末における公共下水道の処理区域面積は 393ha であり、全体計画面積の 805ha に対し整備率は 48.8% となっております。



2-1-9 下水道使用料収入の現状

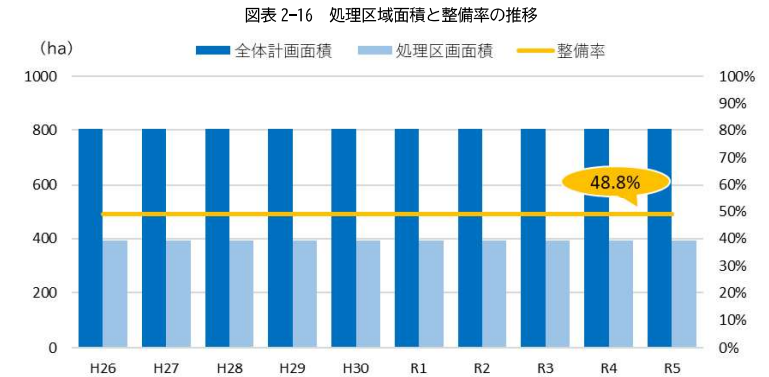
令和 2 (2020) 年度の下水道使用料収入はコロナ禍による減少しております。令和 5 (2023) 年度の下水道使用料収入は 142 百万円 (税抜) ですが、法適用化移行に伴い、出納整理期間の令和 5 年度分下水道使用料が含まれていないため大きく減少しており、出納整理期間の収入を加算すると 168 百万円となります。



(新)

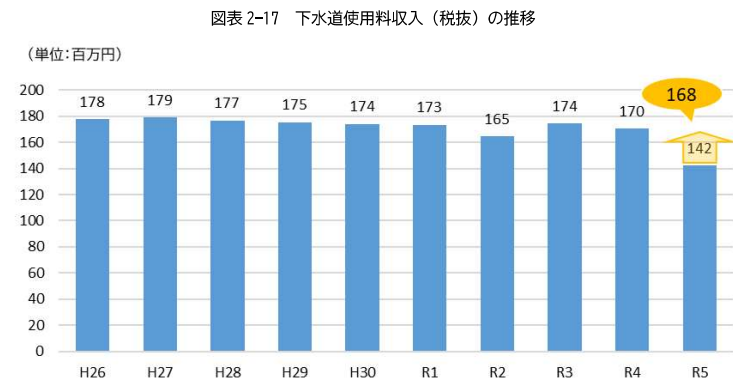
2-1-8 整備の現状

令和 5(2023)年度末における公共下水道の処理区域面積は 393ha であり、全体計画面積の 805ha に対し整備率は 48.8% となっております。



2-1-9 下水道使用料収入の現状

令和 2 (2020) 年度の下水道使用料収入はコロナ禍による減少しております。令和 5 (2023) 年度の下水道使用料収入は 142 百万円 (税抜) ですが、法適用化移行に伴い、出納整理期間の令和 5 (2023) 年度分下水道使用料が含まれていないため大きく減少しており、出納整理期間の収入を加算すると 168 百万円となります。



(旧)

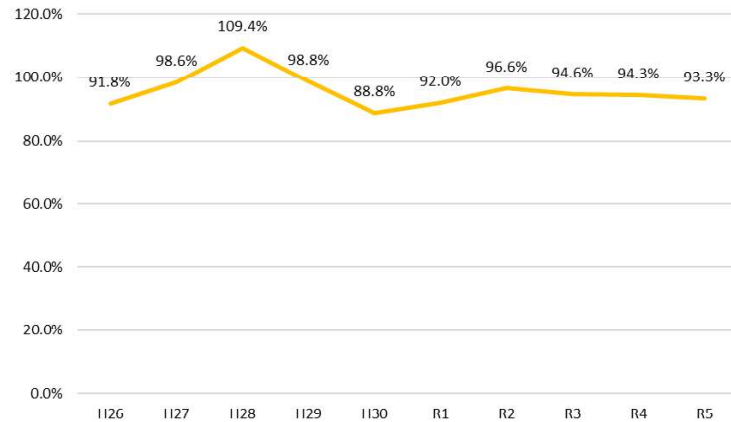
① 収益的収支比率（望ましい向き「↑」）

【指標の意味】 ・当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。

【分析の考え方】・100%以上（＝黒字）が必要です。

$$\text{収益的収支比率（\%）} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

図表 2-21 収益的収支比率の推移



令和5年度は、総収益が総費用に地方債償還金を加えた費用を下回り 93.3%となりました。

※令和5年度については、公営企業会計移行前年度ため打ち切り決算となっており、

決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

(新)

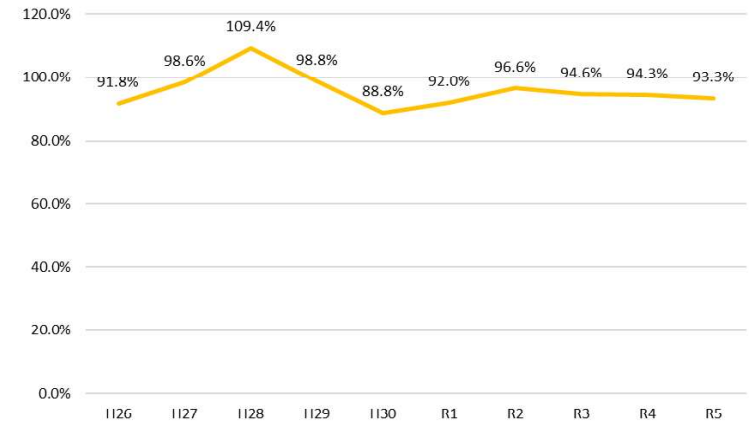
① 収益的収支比率（望ましい向き「↑」）

【指標の意味】 ・当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。

【分析の考え方】・100%以上（＝黒字）が必要です。

$$\text{収益的収支比率（\%）} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

図表 2-21 収益的収支比率の推移



令和5（2023）年度は、総収益が総費用に地方債償還金を加えた費用を下回り 93.3%となりました。

※令和5（2023）年度については、公営企業会計移行前年度のため打ち切り決算となっており、

決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

(旧)

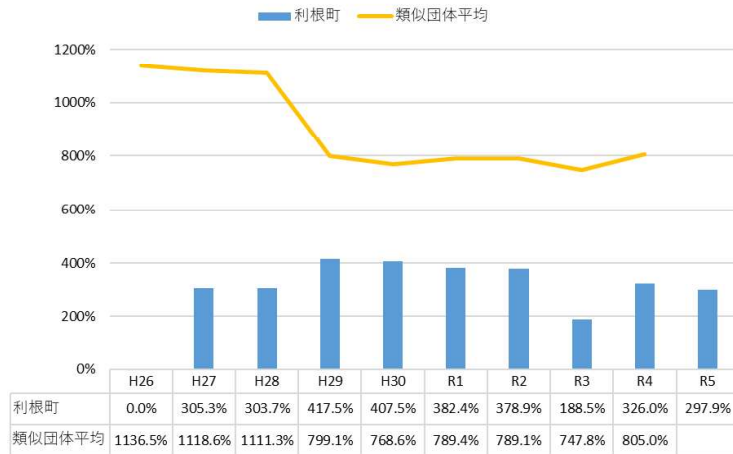
② 企業債残高対事業規模比率（望ましい向き「↓」）

【指標の意味】 ・使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】 ・経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握分析します。

$$\text{企業債残高対事業規模比率（\%）} = \frac{\text{地方債現在高合計}-\text{一般会計負担額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水処理負担金}} \times 100$$

図表 2-22 企業債残高対事業規模比率の推移



類似団体平均値と比較すると、令和4年度は326%であり平均値(805%)の半分以下と低い

注記の位置を調整しました

※令和5年度については、公営企業会計移行前年度ため打ち切り決算となっており、

決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

水準です。下水道施設の約5割を受贈財産が占め、他団体に比べ企業債残高が少ないことなどが影響しています。

(新)

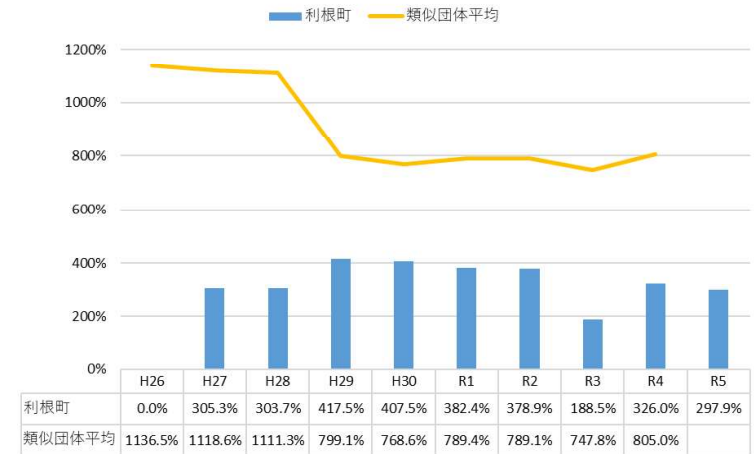
② 企業債残高対事業規模比率（望ましい向き「↓」）

【指標の意味】 ・使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】 ・経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握分析します。

$$\text{企業債残高対事業規模比率（\%）} = \frac{\text{地方債現在高合計}-\text{一般会計負担額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水処理負担金}} \times 100$$

図表 2-22 企業債残高対事業規模比率の推移



類似団体平均値と比較すると、令和4(2022)年度は326%であり平均値(805%)の半分以下と低い水準です。下水道施設の約5割を受贈財産が占め、他団体に比べ企業債残高が少ないことなどが影響しています。

※令和5(2023)年度については、公営企業会計移行前年度のため打ち切り決算となっており、

決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

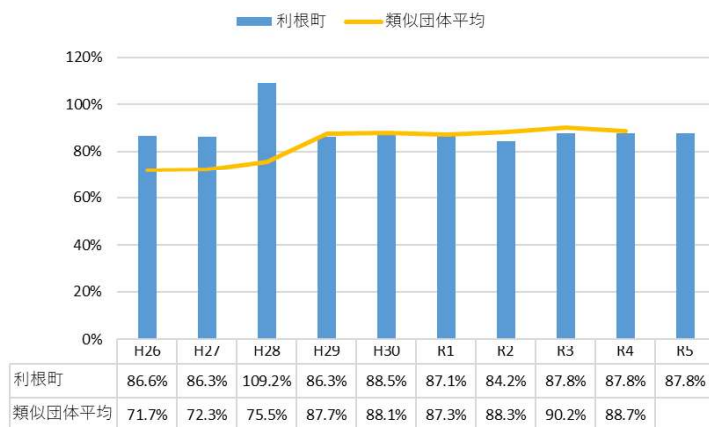
(旧)

③ 経費回収率（望ましい向き「↑」） フォントを調整しました

- 【指標の意味】・使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
【分析の考え方】・100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われています。
・適切な使用料収入の確保ができているか分析します。

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

図表 2-23 経費回収率の推移



平成 28（2016）年度においては管渠費の修繕費が減少したため、経費回収率が100%を超え

注記の位置を調整しました

※令和5年度については、公営企業会計移行前年度ため打ち切り決算となっており、

決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

ましたが、例年は90%弱の水準です。類似団体と比較し平均的な経費回収率と言えますが、100%を下回っている状況であり、今後は適正な使用料収入を確保することで経費回収率の改善に繋がるよう、料金改定を視野に入れた検討をする必要があると言えます。

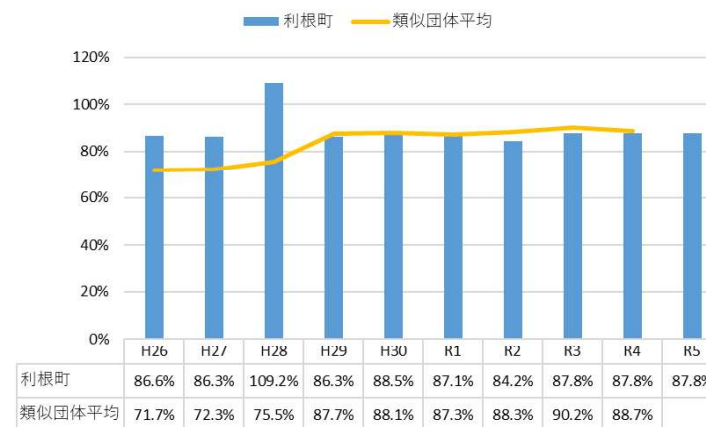
(新)

③ 経費回収率（望ましい向き「↑」）

- 【指標の意味】・使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
【分析の考え方】・100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われています。
・適切な使用料収入の確保ができているか分析します。

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

図表 2-23 経費回収率の推移



平成 28（2016）年度においては管渠費の修繕費が減少したため、経費回収率が100%を超えましたが、例年は90%弱の水準です。類似団体と比較し平均的な経費回収率と言えますが、100%を下回っている状況であり、今後は適正な使用料収入を確保することで経費回収率の改善に繋がるよう、料金改定を視野に入れた検討をする必要があると言えます。

※令和5（2023）年度については、公営企業会計移行前年度のため打ち切り決算となっており、

決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

(旧)

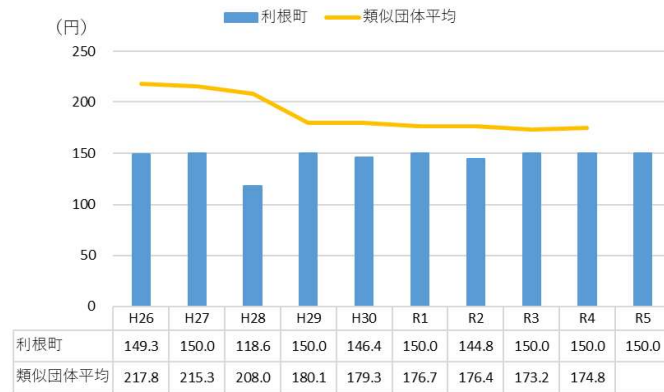
④ 汚水処理原価（望ましい向き「↓」） フォントを調整しました

【指標の意味】 ・有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。

【分析の考え方】 ・明確な基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等を行います。
・高い値の場合は、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要です。

$$\text{汚水処理原価（円）} = \frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$$

図表 2-24 汚水処理原価の推移



注記の位置を調整しました

※令和 5 年度については、公営企業会計移行前年度ため打ち切り決算となっており、
決算書の数値に、出納整理期間（4～5 月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

当町の汚水処理原価は類似団体の平均と比較し低い水準です。これは下水道施設の約半分を受贈財産が占めるため、汚水処理費が低く抑えられているためです。平成 28 年度は、管渠費の修繕費が減少したため汚水処理原価が低くなりました。

(新)

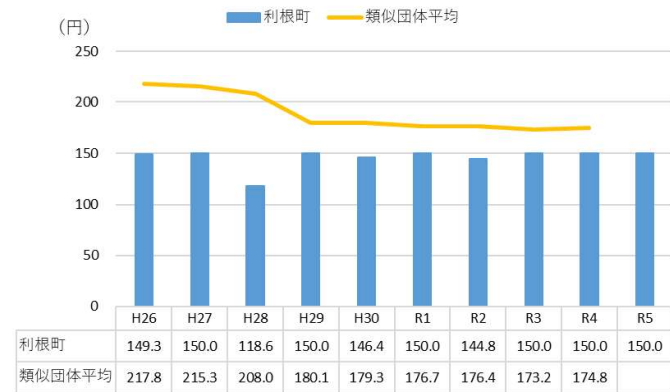
④ 汚水処理原価（望ましい向き「↓」）

【指標の意味】 ・有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。

【分析の考え方】 ・明確な基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等を行います。
・高い値の場合は、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要です。

$$\text{汚水処理原価（円）} = \frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$$

図表 2-24 汚水処理原価の推移



本町の汚水処理原価は類似団体の平均と比較し低い水準です。これは下水道施設の約半分を受贈財産が占めるため、汚水処理費が低く抑えられているためです。平成 28（2016）年度は、管渠費の修繕費が減少したため汚水処理原価が低くなりました。

※令和 5（2023）年度については、公営企業会計移行前年度のため打ち切り決算となっており、
決算書の数値に、出納整理期間（4～5 月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

(旧)

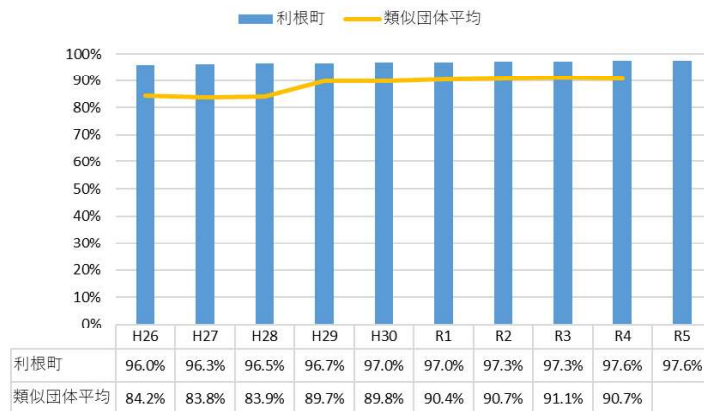
⑤ 水洗化率 (%) (望ましい向き「↑」) フォントを調整しました

【指標の意味】・現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】・一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じるおそれがあります。使用料収入の適正化を図るため、水洗化率向上の取組みが必要です。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

図表 2-25 水洗化率の推移



当町の水洗化率は類似団体平均値に比べ高く、平成26年度の96.0%から令和5年度までに1.6%増加の97.6%となりました。

(新)

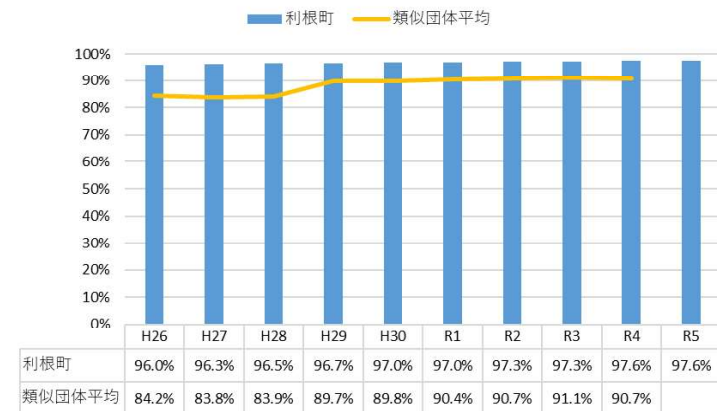
⑤ 水洗化率 (%) (望ましい向き「↑」)

【指標の意味】・現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】・一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じるおそれがあります。使用料収入の適正化を図るため、水洗化率向上の取組みが必要です。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

図表 2-25 水洗化率の推移



本町の水洗化率は類似団体平均値に比べ高く、平成26(2014)年度の96.0%から令和5(2023)年度までに1.6%増加の97.6%となりました。

(旧)

2-3. 前回計画と実績の比較

前回策定（令和2（2020）年3月）の経営戦略における見込み値と実績の比較は、下記に示す通りです。令和5年度の経費回収率は、87.8%と見込みより少し低い数値となっております。

地方債残高、一般会計繰入金は、見込みより低い数値となっております。今後、水洗化人口の減少による使用料収入の減少や事業投資や維持管理における近年の物価上昇の影響を考慮しつつ事業運営を検討していく必要があると言えます。

図表 2-26 実績と前回計画値の比較

項目	単位	令和5（2023）年度		
		実績	前回計画時 見込み	差異
経費回収率	%	87.8%	89.9%	-2.1%
使用料単価	円	131.68	129.43	2
污水处理原価	円	150.00	143.95	6
水洗化率	%	97.6%	97.8%	-0.2%
地方債残高	千円	519,006	538,406	-19,400
一般会計繰入金	千円	42,788	77,926	-35,138

2-4. 下水道事業の課題

本町は、下水道施設の更新や、料金収入の減少リスク等の様々な経営課題を抱えております。将来の世代の負担が過剰にならないよう、事業投資の効率化と平準化を図りながら、必要な財源（料金、企業債、内部留保資金、一般会計繰入金など）については適切な水準と構成を考え、特に経費回収率が100%を下回る状況が続くため、維持管理費等の污水处理費の抑制を図りつつ、適正な使用料金の検討を行い、収入と支出のバランスを均衡させる必要があります。

今後施設の老朽化に伴い改築や更新の費用も増加していきます。改築・更新に備えた財源を安定的に確保するとともに、特定の時期に更新が集中しないようストックマネジメントの考え方に基づく投資を実施していく必要があります。

(新)

2-3 前回計画と実績の比較

前回策定（令和2（2020）年3月）の経営戦略における見込み値と実績の比較は、下記に示す通りです。令和5（2023）年度の経費回収率は、87.8%と見込みより少し低い数値となっております。

地方債残高、一般会計繰入金は、見込みより低い数値となっております。今後、水洗化人口の減少による使用料収入の減少、事業投資や維持管理における近年の物価上昇の影響を考慮しつつ事業運営を検討していく必要があると言えます。

図表 2-26 実績と前回計画値の比較

項目	単位	令和5（2023）年度		
		実績	前回計画時 見込み	差異
経費回収率	%	87.8%	89.9%	-2.1%
使用料単価	円	131.68	129.43	2
污水处理原価	円	150.00	143.95	6
水洗化率	%	97.6%	97.8%	-0.2%
地方債残高	千円	519,006	538,406	-19,400
一般会計繰入金	千円	42,788	77,926	-35,138

2-4 下水道事業の課題

本町は、下水道施設の更新や、料金収入の減少リスク等の様々な経営課題を抱えております。将来の世代の負担が過剰にならないよう、事業投資の効率化と平準化を図りながら、必要な財源（料金、企業債、内部留保資金、一般会計繰入金など）については適切な水準と構成を考え、特に経費回収率が100%を下回る状況が続くため、維持管理費等の污水处理費の抑制を図りつつ、適正な使用料金の検討を行い、収入と支出のバランスを均衡させる必要があります。

今後施設の老朽化に伴い改築や更新の費用も増加していきます。改築・更新に備えた財源を安定的に確保するとともに、特定の時期に更新が集中しないようストックマネジメントの考え方に基づく投資を実施していく必要があります。

(旧)

第3章 将来の事業環境の見通し

3-1 将来人口及び排水量（有収水量）の見通し

財源試算の前提条件となる将来人口及び排水量（有収水量）の見通しについては、下記の将来設定条件に基づき推計しました。

表 3-1 将来予測の条件

推計期間	令和 7（2025）年度～令和 37（2055）年度
行政区域内人口	国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年度推計値を採用。 5 年毎の推計値のため、間の年度は直線補完にて推計。
処理区域内人口	行政区域内人口の減少率に応じた処理区域内人口の減少を見込んだ。
水洗化人口	行政区域内人口の減少数に、令和 5 年度実績の水洗化率 97.58% を乗じて減少を見込んだ。
年間有収水量	一人当たり有収水量（令和 5 年度実績）96.95 m ³ に水洗化人口を乗じて求めた。

(新)

第3章 将来の事業環境の見通し

3-1 将来人口及び排水量（有収水量）の見通し

財源試算の前提条件となる将来人口及び排水量（有収水量）の見通しについては、下記の将来設定条件に基づき推計しました。

表 3-1 将来予測の条件

推計期間	令和 7（2025）年度～令和 37（2055）年度
行政区域内人口	国立社会保障・人口問題研究所の令和 5（2023）年度推計値を採用。 5 年毎の推計値のため、間の年度は直線補完にて推計。
処理区域内人口	行政区域内人口の減少率に応じた処理区域内人口の減少を見込んだ。
水洗化人口	行政区域内人口の減少数に、令和 5（2023）年度実績の水洗化率 97.58% を乗じて減少を見込んだ。
年間有収水量	一人当たり有収水量（令和 5（2023）年度実績）96.95 m ³ に水洗化人口を乗じて求めた。

(旧)

第4章 経営の基本方針

4-1 公共下水道事業経営の基本理念

第5次利根町総合振興計画に定めるまちづくりの将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を実現するため、公共下水道事業を将来にわたって継続するため、以下のとおり基本理念を定めます。

未来につなぐ安心・安全な下水道

4-2 公共下水道事業経営の基本方針

重要な都市基盤の一つである下水道施設の普及促進を図るとともに、限られた財源の中、長期にわたり維持管理していくために、本町の下水道事業の現状と課題及び将来の事業環境を踏まえ、次の項目を基本方針とします。

清潔で快適な生活環境の確保

災害に強いまちづくり

これらの基本方針を達成するために、次の取組を実施することで下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

4-3 基本方針を達成するための取組

清潔で快適な生活環境の確保	効率化・健全化のための取組	a 資産の長寿命化と更新投資の平準化 b ダウンサイジング・スペックダウン c 水洗化の促進 d 下水道使用料の適正化
	抜本的改革への取組	a 広域化・共同化 b 民間活用
	その他の取組	a 組織・人材等
災害に強いまちづくり	防災・減災対策のための取組	a 浸水対策 b 施設の耐水化

(新)

第4章 経営の基本方針

4-1 公共下水道事業経営の基本理念

第5次利根町総合振興計画に定めるまちづくりの将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を実現するため、公共下水道事業を将来にわたって継続するため、以下のとおり基本理念を定めます。

未来につなぐ安心・安全な下水道

4-2 公共下水道事業経営の基本方針

重要な都市基盤の一つである下水道施設の普及促進を図るとともに、限られた財源の中、長期にわたり維持管理していくために、本町の下水道事業の現状と課題及び将来の事業環境を踏まえ、次の項目を基本方針とします。

清潔で快適な生活環境の確保

災害に強いまちづくり

これらの基本方針を達成するために、次の取組を実施することで下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

4-3 基本方針を達成するための取組

清潔で快適な生活環境の確保	効率化・健全化のための取組	a 資産の長寿命化と更新投資の平準化 b ダウンサイジング・スペックダウン c 水洗化の促進 d 下水道使用料の適正化
	抜本的改革への取組	a 広域化・共同化 b 民間活用
	その他の取組	a 組織・人材等
災害に強いまちづくり	防災・減災対策のための取組	a 浸水対策 b 施設の耐震化

(旧)

4-3-1 効率化・健全化のための取組

a 資産の老朽化対策（長寿命化と更新投資の平準化）

老朽化が進んだ下水道施設は、日々劣化し管路破損等による道路陥没や汚水の流出等のリスクをはらんでいることから、全国的にこの老朽化対策が急務となり、国は平成 27 年度に下水道法の改正を行うとともに、平成 28 年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設しました。

本町では、この支援制度を利用し平成 29 年度に第 1 期（平成 30～令和 4 年度）、令和 5 年度に第 2 期（令和 7～11 年度）ストックマネジメント計画を策定しました。当計画に基づき、計画的な点検・調査を行うとともに施設の改築工事を段階的、計画的に実施することで、施設の適正な維持管理と長寿命化に引き続き取り組んでいきます。

また、ストックマネジメントを効率的・効果的に実施するために、リスク評価により優先順位（重要度）を検討し、管路の点検・調査及び修繕・更新改築計画の策定につなげていきます。腐食性環境路線は 5 年毎に点検を行い、10 年に 1 回の頻度で調査を実施します。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ストックマネジメント 計画策定										

b ダウンサイジング・スベックダウン

既存の施設・設備について更新投資を行うにあたっては、将来の人口減、水需要の低下を視野に入れ、更新投資の対象となる污水管渠の更新後の性能(サイズ、耐用年数、能力等)の合理化に取り組むことにより、必要となる経費の節減を検討します。

c 水洗化の促進

公共下水道の処理区域において現在未接続となっている世帯に対して、本町の「利根町下水道接続支援補助金」及び「利根町水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給」制度の活用も含めて理解を促し、公共下水道への接続の一層の推進を図ってきました。今後も補助金等の制度の案内を行いながら接続の勧奨を続け、水洗化の促進を図ります。

d 下水道使用料の適正化

下水道事業では、独立採算制の原則として污水处理費（公費負担分を除く）は下水道使用料で負担することとされています。しかしながら、経費回収率は 9 割弱で推移しており、一般会計からの繰入金（一般会計補助金）により経営補填している状況です。

国土交通省は、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載し、ホームページ等で公表することを社会資本整備総合交付金等の交付要件としています。これを受けて、本町では令和 6 年度に経営戦略の改定を行い、令和 7 年度に

(新)

4-3-1 効率化・健全化のための取組

a 資産の老朽化対策（長寿命化と更新投資の平準化）

老朽化が進んだ下水道施設は、日々劣化し管路破損等による道路陥没や汚水の流出等のリスクをはらんでいることから、全国的にこの老朽化対策が急務となり、国は平成 27（2015）年度に下水道法の改正を行うとともに、平成 28（2016）年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設しました。

本町では、この支援制度を利用し平成 29（2017）年度に第 1 期（平成 30～令和 4 年度）、令和 5（2023）年度に第 2 期（令和 7～11 年度）ストックマネジメント計画を策定しました。当計画に基づき、計画的な点検・調査を行うとともに施設の改築工事を段階的、計画的に実施することで、施設の適正な維持管理と長寿命化に引き続き取り組んでいきます。

また、ストックマネジメントを効率的・効果的に実施するために、リスク評価により優先順位（重要度）を検討し、管路の点検・調査及び修繕・更新改築計画の策定につなげていきます。腐食性環境路線は 5 年毎に点検を行い、10 年に 1 回の頻度で調査を実施します。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ストックマネジメント計画策定										

b ダウンサイジング・スベックダウン

既存の施設・設備について更新投資を行うにあたっては、将来の人口減、水需要の低下を視野に入れ、更新投資の対象となる污水管渠の更新後の性能(サイズ、耐用年数、能力等)の合理化に取り組むことにより、必要となる経費の節減を検討します。

c 水洗化の促進

公共下水道の処理区域において現在未接続となっている世帯に対して、本町の「利根町下水道接続支援補助金」及び「利根町水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給」制度の活用も含めて理解を促し、公共下水道への接続の一層の推進を図ってきました。今後も補助金等の制度の案内を行いながら接続の勧奨を続け、水洗化の促進を図ります。

d 下水道使用料の適正化

下水道事業では、独立採算制の原則として污水处理費（公費負担分を除く）は下水道使用料で負担することとされています。しかしながら、経費回収率は 9 割弱で推移しており、一般会計からの繰入金（一般会計補助金）により経営補填している状況です。

国土交通省は、令和 2（2020）年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載し、ホームページ等で公表することを社会資本整備総合交付金等の交付要件としています。これを受けて、本町では令和 6（2024）年度に経営戦略の改定を行い、令和 7（2025）年度に下水道使用料の適正化の検討を行うこととしました。今後は、下水道事業

(旧)

下水道使用料の適正化の検討を行うこととしました。今後は、下水道事業の経営状況を踏まえつつ、5年以内に下水道使用料の適正化を検討し必要に応じて改定を行います。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水道使用料適正化検討										

4-3-2 抜本的改革への取組

a 広域化・共同化に関する取組

平成30年1月に国土交通省等から「污水处理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」が通知され、下水道事業の広域化を推進することが求められています。

当町においては、令和5年3月策定された茨城県污水处理事業広域化・共同化計画に基づき、連携メニューを活用することで、委託費のコスト縮減や計画策定時における技術水準の確保が期待できることから、次期事業計画策定時には、これらの活用を検討します。

また、現在、茨城県南水道企業団と共同で行っている下水道使用料徴収業務については、検針・料金徴収業務を隔月にする事で人材や委託経費の縮減が期待できることから、実施に向け検討を進めます。

b 民間活用に関する取組

下水道施設の老朽化、技術職員の不足、使用料減収等の課題に対し、解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携(PPP/PFI手法)の活用が挙げられます。

污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済み(公募済み)であることが令和9年度以降の交付要件とされました。これを受けて、本町では、令和9年度までにウォーターPPPの導入に向けた公募を実施し、令和10年度よりウォーターPPPを開始することを目標として検討を進めます。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ウォーターPPP	調査	検討	公募	開始						

4-3-3 その他の取組

a 組織・人材等

地方分権が進展するなか、町民の行政(役場・職員)に対する要望や期待は質・量ともに高まっています。限られた人員で、高度化・多様化する市民のニーズに対応し、質の高い市民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの能力・可能性を十分に引き出し、活用するとともに組織の総合力を高めることが求められます。「利根町職員研修規程」に基づき、職員の人材育成に取組業務の効率性を一層高めていきます。

また、持続的に安定した下水道事業を運営していくうえで、公営企業職員としての職責を果たす人材の育成を進める必要があることから、国土交通省や茨城県、下水道協会等が主催する講習会への参加の奨励等、職員の能力と意欲の向上を図ります。

(新)

の経営状況を踏まえつつ、5年以内に下水道使用料の適正化を検討し必要に応じて改定を行います。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水道使用料適正化検討										

4-3-2 抜本的改革への取組

a 広域化・共同化に関する取組

平成30(2018)年1月に国土交通省等から「污水处理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」が通知され、下水道事業の広域化を推進することが求められています。

本町においては、令和5(2023)年3月策定された茨城県污水处理事業広域化・共同化計画に基づき、連携メニューを活用することで、委託費のコスト縮減や計画策定時における技術水準の確保が期待できることから、次期事業計画策定時には、これらの活用を検討します。

また、現在、茨城県南水道企業団と共同で行っている下水道使用料徴収業務については、検針・料金徴収業務を隔月にする事で人材や委託経費の縮減が期待できることから、実施に向け検討を進めます。

b 民間活用に関する取組

下水道施設の老朽化、技術職員の不足、使用料減収等の課題に対し、解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携(PPP/PFI手法)の活用が挙げられます。

污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済み(公募済み)であることが令和9(2027)年度以降の交付要件とされました。これを受けて、本町では、令和9(2027)年度までにウォーターPPPの導入に向けた公募を実施し、令和10(2028)年度よりウォーターPPPを開始することを目標として検討を進めます。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ウォーターPPP	調査	検討	公募	開始						

4-3-3 その他の取組

a 組織・人材等

地方分権が進展するなか、町民の行政(役場・職員)に対する要望や期待は質・量ともに高まっています。限られた人員で、高度化・多様化する住民のニーズに対応し、質の高い住民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの能力・可能性を十分に引き出し、活用するとともに組織の総合力を高めることが求められます。「利根町職員研修規程」に基づき、職員の人材育成に取組業務の効率性を一層高めていきます。

また、持続的に安定した下水道事業を運営していくうえで、公営企業職員としての職責を果たす人材の育成を進める必要があることから、国土交通省や茨城県、下水道協会等が主催する

(旧)

4-3-4 防災・減災対策の取組

a 浸水対策に関する取組

近年、局地的に強い雨を降らせるゲリラ豪雨が頻発しており、下水道管（雨水）や道路の側溝で排水しきれない雨水によって、土地や建物が水に浸かってしまう浸水被害が多発しています。水害リスク情報の空白地帯の解消を目的として、令和3年度に水防法が改正され、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨（1000年に1回程度の降雨）に対する雨水出水浸水想定区域を指定することが義務付けられました。

当町は、浸水想定に必要となる想定最大規模降雨による浸水シミュレーションを実施するとともに、雨水出水浸水想定区域の指定と合わせて、内水ハザードマップの作成を進めております。「内水ハザードマップ」は、内水氾濫に関する情報等を住民に分かりやすく提供するとともに、住民を円滑に避難・誘導するための機能や自助及び共助を促すための機能を有することから、早期公表を目標に進めてまいります。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
内水ハザードマップ		公表								

b 危機管理等の体制整備

災害時に行政（町）自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震や水害等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画（Business Continuity Plan）を策定していますが、これを基本として、下水道事業の実態に合わせ見直しを行っていきます。

c 耐震化に関する取組

下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進していきます。

4-4 経費回収率の向上のためのロードマップ

取 組 内 容	2025 令和 7年	2026 令和 8年	2027 令和 9年	2028 令和10年	2029 令和11年	2030 令和12年	2031 令和13年	2032 令和14年	2033 令和15年	2034 令和16年
ストックマネジメント計画策定										
下水道使用料適正化検討										
ウォーターPPP	調査・検討		公募	開始						
内水ハザードマップ		公表								
経営戦略改定										

(新)

講習会への参加の奨励等、職員の能力と意欲の向上を図ります。

4-3-4 防災・減災対策の取組

a 浸水対策に関する取組

近年、局地的に強い雨を降らせるゲリラ豪雨が頻発しており、下水道管（雨水）や道路の側溝で排水しきれない雨水によって、土地や建物が水に浸かってしまう浸水被害が多発しています。水害リスク情報の空白地帯の解消を目的として、令和3（2021）年度に水防法が改正され、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨（1000年に1回程度の降雨）

に対する雨水出水浸水想定区域を指定することが義務付けられました。

本町は、浸水想定に必要となる想定最大規模降雨による浸水シミュレーションを実施するとともに、雨水出水浸水想定区域の指定と合わせて、内水ハザードマップの作成を進めております。「内水ハザードマップ」は、内水氾濫に関する情報等を住民に分かりやすく提供するとともに、住民を円滑に避難・誘導するための機能や自助及び共助を促すための機能を有することから、早期公表を目標に進めてまいります。

内 容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
内水ハザードマップ		公表								

b 危機管理等の体制整備

災害時に行政（町）自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震や水害等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画（Business Continuity Plan）を策定していますが、これを基本として、下水道事業の実態に合わせ見直しを行っていきます。

c 耐震化に関する取組

下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進していきます。

4-4 経費回収率の向上のためのロードマップ

取 組 内 容	2025 令和 7年	2026 令和 8年	2027 令和 9年	2028 令和10年	2029 令和11年	2030 令和12年	2031 令和13年	2032 令和14年	2033 令和15年	2034 令和16年
ストックマネジメント計画策定										
下水道使用料適正化検討										
ウォーターPPP	調査・検討		公募	開始						
内水ハザードマップ		公表								
経営戦略改定										

(旧)

第5章 投資・財政計画

5-1 投資計画

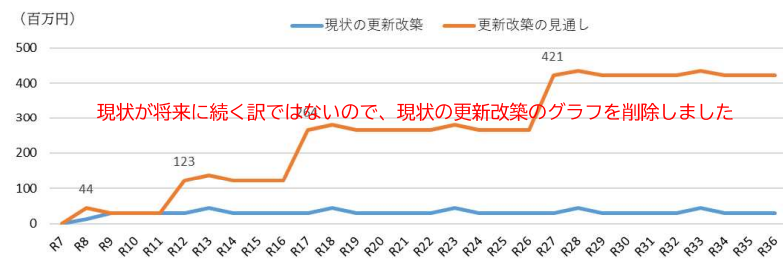
3 投資の目標

「3-2 施設の見通し」より、供用開始から 50 年以上経過し法定耐用年数を迎える管渠が増加することから、今後の投資の中心は、更新投資となります。ストックマネジメントの考え方に
基づき、特定の年度に更新投資費用が集中しないよう平準化を図りながら行う予定です。

ダウンサイジング等による更新投資費用の抑制について追記しました

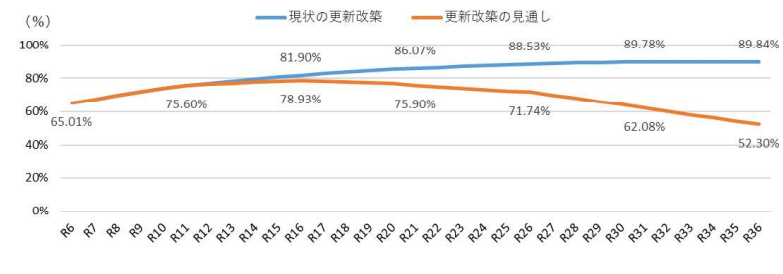
現状の更新投資年間 30 百万円から、令和 12 (2030) 年度からは 123 百万円、令和 17 (2035) 年度からは 264 百万円、令和 27 (2045) 年度にはピークを迎え 421 百万円の更新投資を見込みます。

図表 5-1 汚水管渠の更新改築投資計画



減価償却率は、現状の更新投資のペースでは 10 年後の令和 16 (2034) 年度に 8 割を超え上昇し、老朽化が進んでいきます。見込みの更新投資を行うことで、令和 16 (2034) 年度の 78.93% をピークに老朽化した管渠の更新改築を進めることにより改善する見込みです。

図表 5-2 有形固定資産減価償却率



(新)

第5章 投資・財政計画

5-1 投資計画

① 投資の目標

「3-2 施設の見通し」より、供用開始から 50 年以上経過し法定耐用年数を迎える管渠が増加することから、今後の投資の中心は、更新投資となります。ストックマネジメントの考え方に
基づき、特定の年度に更新投資費用が集中しないよう平準化と、ダウンサイジング等による更新投資費用の抑制に努めます。

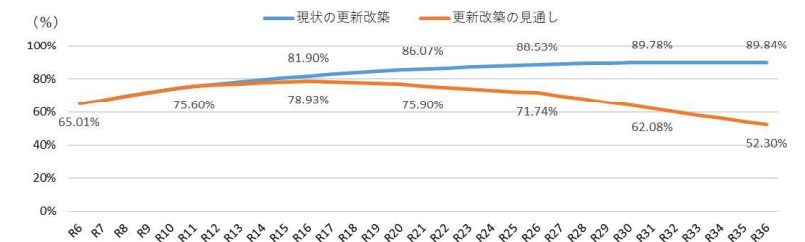
現状の更新投資年間 30 百万円から、令和 12 (2030) 年度からは 123 百万円、令和 17 (2035) 年度からは 264 百万円、令和 27 (2045) 年度にはピークを迎え 421 百万円の更新投資を見込みます。

図表 5-1 汚水管渠の更新改築投資計画



減価償却率は、現状の更新投資のペースでは 10 年後の令和 16 (2034) 年度に 8 割を超え上昇し、老朽化が進んでいきます。見込みの更新投資を行うことで、令和 16 (2034) 年度の 78.93% をピークに老朽化した管渠の更新改築を進めることにより改善する見込みです。

図表 5-2 有形固定資産減価償却率



(旧)

企業債の残高の見通しを追加しました

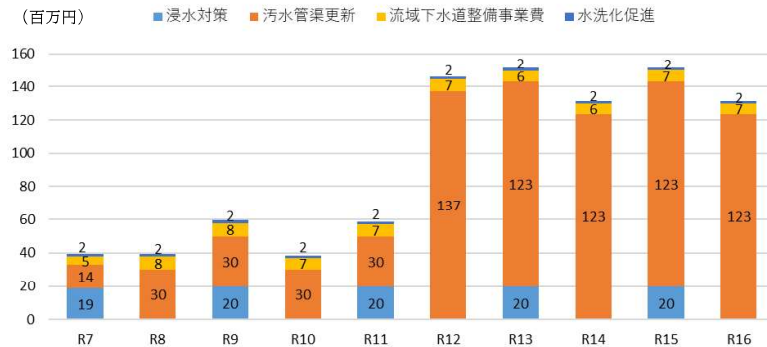
② 計画期間内の投資額

収支計画に反映した取組みとして、計画期間内の投資額は、本計画に基づき下記の事業を実施する予定です。計画期間の建設改良費の総額として約 946,702 千円を見込んでおります。

図表 5-3 計画期間に実施予定の主な事業

污水老朽化対策	764,000 千円	実施設計、污水管渠更新改築工事
水洗化促進	15,000 千円	公共ます設置工事
流域下水道整備事業費	68,702 千円	霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金
浸水対策	99,000 千円	雨水路改築工事

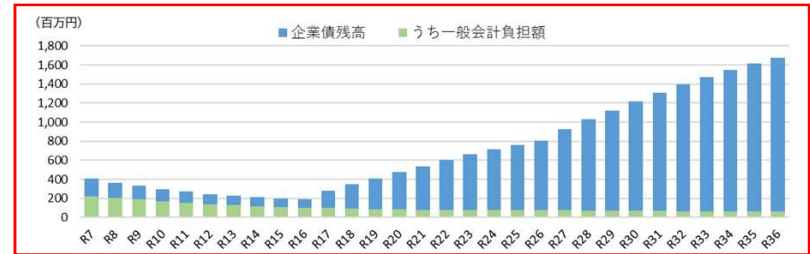
図表 5-4 計画期間の投資計画



(新)

ただし、企業債の残高は、令和 16 (2034) 年度には 190 百万円まで減少しますが、更新投資費用が増加するに伴い、令和 36 (2054) 年 1,678 百万円と増加する見通しです。

図表 5-2 企業債残高の見通し



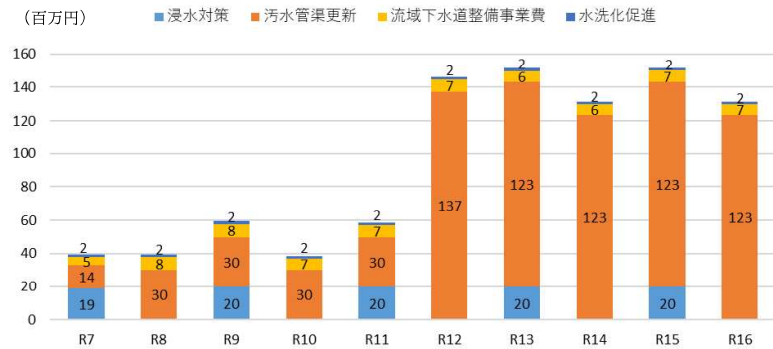
② 計画期間内の投資額

収支計画に反映した取組みとして、計画期間内の投資額は、本計画に基づき下記の事業を実施する予定です。計画期間の建設改良費の総額として約 946,702 千円を見込んでおります。

図表 5-3 計画期間に実施予定の主な事業

污水老朽化対策	764,000 千円	実施設計、污水管渠更新改築工事
水洗化促進	15,000 千円	公共ます設置工事
流域下水道整備事業費	68,702 千円	霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金
浸水対策	99,000 千円	雨水路改築工事

図表 5-4 計画期間の投資計画



(旧)

5-2 財政計画

① 投資計画及び財政目標達成に必要な財源の確保

投資計画の実施に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、投資の合理化によって投資費用の圧縮を図るとともに、経営の効率化によって事業運営にかかる経常的なコストの削減を図ることが必要となります。

投資の合理化や経営の効率化を図っても、なお不足する財源を確保するためには、公営企業は独立採算制を経営の基本原則とすることを踏まえ、料金の見直しや企業債の発行を検討する必要があります。

② 目標設定

目 標	・ 安定した経営のため、経常収支比率 100%以上を維持します。 ・ 投資に必要な財源の確保にあたり、企業債については、世代間の公平性の確保に不可欠であり、償還金や利子等により経営が圧迫されないように努めます。
-----	--

5-3 投資以外の経費について

① 下水道接続支援補助金事業

当町では、町民生活にかかる環境衛生の向上を図り、霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全のため、公共下水道接続工事に対し補助金交付の事業を展開しております。

補助対象者	浄化槽や汲み取りを使用中の方で、新たに公共下水道に接続される方
補助対象工事	公共下水道の接続工事に係る宅地内配管工事で下記のどちらかに該当する方
(1)	既設の汲み取り便所から水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事（新規配管の他、汲み取り槽の撤去、処分及び既設管の撤去、処分等を含む）
(2)	既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事（新規配管の他、浄化槽の撤去、処分、槽内の清掃、消毒及び既設管の撤去、処分等を含む）

補助金額

加算有	限度 35 万円	65 歳以上または 18 歳未満の方がいる世帯で、世帯課税対象所得が 348 万円以下の場合
加算無	限度 4 万円	上記の加算所条件を満たさない場合

次ページへ改ページしました

5-4 収支計画策定の条件と考え方について

投資試算と財源試算を均衡させる収支計画策定にあたっては、計画期間における更新需要や

(新)

5-2 財政計画

① 投資計画及び財政目標達成に必要な財源の確保

投資計画の実施に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、投資の合理化によって投資費用の圧縮を図るとともに、経営の効率化によって事業運営にかかる経常的なコストの削減を図ることが必要となります。

投資の合理化や経営の効率化を図っても、なお不足する財源を確保するためには、公営企業は独立採算制を経営の基本原則とすることを踏まえ、料金の見直しや企業債の発行を検討する必要があります。

② 目標設定

目 標	・ 安定した経営のため、経常収支比率 100%以上を維持します。 ・ 投資に必要な財源の確保にあたり、企業債については、世代間の公平性の確保に不可欠であり、償還金や利子等により経営が圧迫されないように努めます。
-----	--

5-3 投資以外の経費について

① 下水道接続支援補助金事業

本町では、町民生活にかかる環境衛生の向上を図り、霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全のため、公共下水道接続工事に対し補助金交付の事業を展開しております。

補助対象者	浄化槽や汲み取りを使用中の方で、新たに公共下水道に接続される方
補助対象工事	公共下水道の接続工事に係る宅地内配管工事で下記のどちらかに該当する方
(1)	既設の汲み取り便所から水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事（新規配管の他、汲み取り槽の撤去、処分及び既設管の撤去、処分等を含む）
(2)	既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事（新規配管の他、浄化槽の撤去、処分、槽内の清掃、消毒及び既設管の撤去、処分等を含む）

補助金額

加算有	限度 35 万円	65 歳以上または 18 歳未満の方がいる世帯で、世帯課税対象所得が 348 万円以下の場合
加算無	限度 4 万円	上記の加算所条件を満たさない場合

(旧)

実施見込み、必要経費等を整理し所要額の将来予測を行いました。予測においての条件と考え方を下記に示します。

図表 5-5 収支計画策定の条件と考え方

項 目	将来設定条件
1. 資本的収入	
企業債	・流域下水道建設負担金の財源とする
一般会計負担金	・（基準内繰入）繰出基準に基づく試算による ・（基準外繰入）都市計画税を財源とする企業債元金償還金分の繰入
国庫補助金	・建設改良費の財源として補助事業費の 50%とする ・污水管渠更新工事を補助事業とする
2. 資本的支出	
建設改良費	・水洗化促進による公共ます設置工事の見込み ・老朽化対策による污水管渠更新工事の見込み ・浸水対策による雨水路改築工事の見込み ・流域下水道建設負担金の見込み
企業債償還金	・既往債は償還予定額 ・新規債は起債に対し期間 30 年、据置 5 年、元金均等返済として算出

3. 収益的収入		
営業収益	使用料収入	・年間有収水量×使用料単価 ・使用料単価は令和 5（2023）年度実績「119.71 円」を固定値とする
	他会計負担金	・雨水処理に要する経費として繰出基準に基づく ・区域外排水維持管理負担金を見込む
営業外収益	他会計負担金	・繰出基準に基づく
	他会計補助金	・基準外繰入として資本費の不足分とする ・繰越欠損金を計画期間内での解消を見込む
	長期前受金戻入	・既取得済資産については戻入予定額 ・新規取得資産については特定財源に基づき算出
4. 収益的支出		
営業費用	人件費	・令和 6（2024）年度予算額をもとに賃金上昇率を加味し計画 出典：内閣府 中長期の経済財政に関する試算より ・職員数は現状維持による計画
	動力費	・令和 6（2024）年度予算をもとに年間処理水量変動率及び物価上昇率を加味

(新)

5-4 収支計画策定の条件と考え方について

投資試算と財源試算を均衡させる収支計画策定にあたっては、計画期間における更新需要や実施見込み、必要経費等を整理し所要額の将来予測を行いました。予測においての条件と考え方を下記に示します。

図表 5-5 収支計画策定の条件と考え方

1. 収益的収入		
営業収益	使用料収入	・年間有収水量×使用料単価 ・使用料単価は令和 5（2023）年度実績「119.71 円」を固定値とする
	他会計負担金	・雨水処理に要する経費として繰出基準に基づく ・区域外排水維持管理負担金を見込む
営業外収益	他会計負担金	・繰出基準に基づく
	他会計補助金	・基準外繰入として資本費の不足分とする ・繰越欠損金を計画期間内での解消を見込む
	長期前受金戻入	・既取得済資産については戻入予定額 ・新規取得資産については特定財源に基づき算出
2. 収益的支出		
営業費用	人件費	・令和 6（2024）年度予算額をもとに賃金上昇率を加味し計画 出典：内閣府 中長期の経済財政に関する試算より ・職員数は現状維持による計画
	動力費	・令和 6（2024）年度予算をもとに年間処理水量変動率及び物価上昇率を加味
	光熱水費・委託料・修繕費	・令和 6（2024）年度予算額をもとに物価上昇率を加味
	減価償却費等	・現況資産は予定額 ・新規取得資産は建築改良費に基づき算出 ・耐用年数は、管渠 50 年、流域建設負担金 35 年にて算定
営業外費用	支払利息	・既往債は償還予定表に基づく ・新規債は元金均等返済、金利は財務省貸付金利（令和 6 年 9 月）を採用

項 目	将来設定条件
3. 資本的収入	
企業債	・流域下水道建設負担金の財源とする ・管渠更新工事の財源とする

(旧)

	光熱水費・委託料・修繕費	・令和 6（2024）年度予算額をもとに物価上昇率を加味
	減価償却費等	・現況資産は予定額 ・新規取得資産は建築改良費に基づき算出 ・耐用年数は、管渠 50 年、流域建設負担金 35 年にて算定
営業外費用	支払利息	・既往債は償還予定表に基づく ・新規債は元金均等返済、金利は財務省貸付金利（令和 6 年 9 月）を採用

(新)

一般会計負担金	・（基準内繰入）繰出基準に基づく試算による ・（基準外繰入）都市計画税を財源とする企業債元金償還金分の繰入
国庫補助金	・建設改良費の財源として補助事業費の 50%とする ・污水管渠更新工事を補助事業とする
4. 資本的支出	
建設改良費	・水洗化促進による公共ます設置工事の見込み ・老朽化対策による污水管渠更新工事の見込み ・浸水対策による雨水路改築工事の見込み ・流域下水道建設負担金の見込み
企業債償還金	・既往債は償還予定額 ・新規債は起債に対し期間 30 年、据置 5 年、元金均等返済として算出

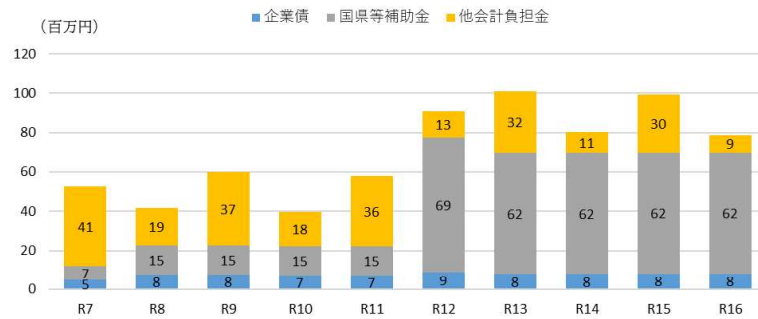
(旧)

5-6 資本的収支の見通し

資本的収入としては、建設改良費の財源である国県等補助金、企業債、受益者負担金及び一般会計負担金があります。建設改良費の財源や元金償還金の財源を見込んでいます。

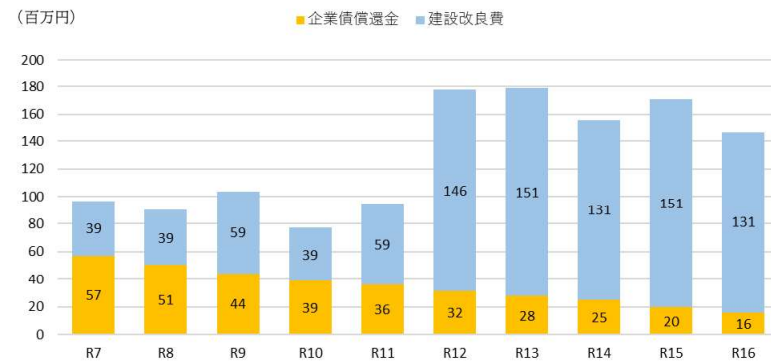
一般会計負担金は、雨水改築工事へ充てる繰入金や、都市計画税を財源とした企業債の償還に充てるための繰入金を見込んでいます。

図表 5-8 資本的収入の見通し



資本的支出としては、投資計画において見込んだ建設改良費の他に企業債の元金償還金があります。元金償還金は償還が進むに伴い減少します。

図表 5-9 資本的支出の見通し



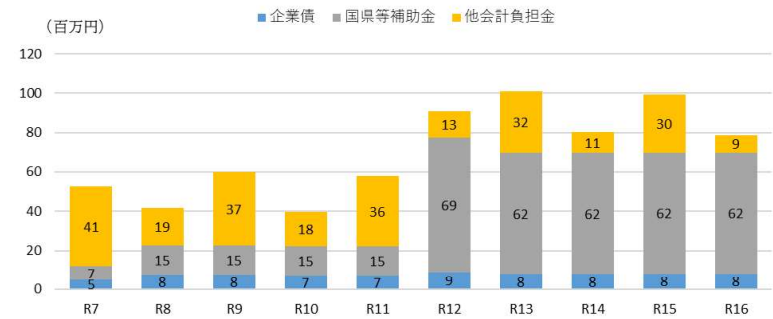
(新)

5-6 資本的収支の見通し

資本的収入としては、国県等補助金、企業債、受益者負担金及び他会計負担金（一般会計負担金）があり、建設改良費や元金償還金の財源を見込んでいます。

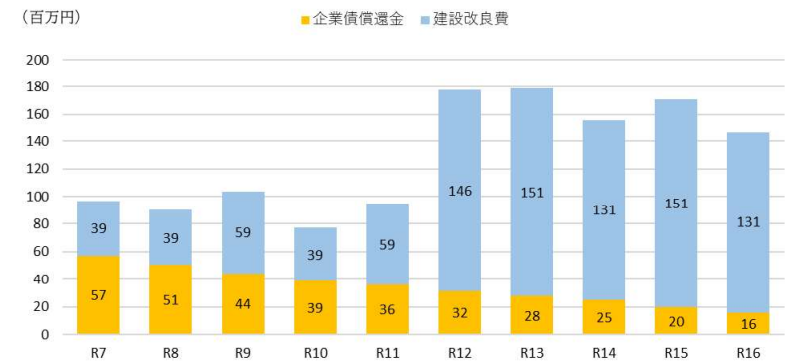
他会計負担金（一般会計負担金）は、雨水改築工事へ充てる繰入金や、都市計画税を財源とした企業債の償還に充てるための繰入金を見込んでいます。

図表 5-8 資本的収入の見通し



資本的支出としては、投資計画において見込んだ建設改良費の他に企業債の元金償還金があります。元金償還金は償還が進むに伴い減少します。

図表 5-9 資本的支出の見通し



(旧)

5-8 経営指標等の目標値

現行の下水道使用料体系による経営指標等の目標値は、下記に示す通りです。

図表 5-18 経営指標等の目標値

項目		単位	望ましい 動き	類似団体 平均値 R4	目標値		計算式	指標等の意味
					R11(中間)	R16(10年目)		
経営の健全性	① 経常収支比率	%	↑	107.01	100.52	101.09	経常収益/経常費用 ×100	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	② 企業債残高 対事業規模比率	%	↓	804.98	87.68	73.91	(企業債残高÷会計一般計負担額) / (事業収益一般計工事収益一般水収支負担額) ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
	③ 基準外繰入金	百万円	↓	—	38.14	35.31	公費で負担すべき「基準内繰入金」以外の繰入金	本来は下水道使用料等の自己財源で負担すべきもの。
経営の効率性	④ 経費回収率	%	↑	88.71	79.80	79.80	使用料収入/ 汚水処理費（公費負担分を除く） ×100	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
	⑤ 汚水処理原価	円	↓	174.80	150.01	150.01	汚水処理費（公費負担分を除く） / 年間有収水量	有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。
	⑤ 水洗化率	%	↑	90.67%	97.59%	97.60%	水洗化人口/処理区域内人口 ×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

R5 実績値を追加しました

経営指標等の長期見込み値を表示しました

(新)

5-8 経営指標等の目標値

現行の下水道使用料体系による経営指標等の目標値は、下記に示す通りです。

図表 5-18 経営指標等の目標値

項目		単位	望ましい 動き	類似団体 平均値 R4	実績値 R5	目標値		計算式	指標等の意味
						R11(中間)	R16(10年目)		
経営の健全性	① 経常収支比率	%	↑	107.01	93.31	100.52	101.09	経常収益/経常費用 ×100	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	② 企業債残高 対事業規模比率	%	↓	804.98	297.87	87.68	73.91	(企業債残高÷会計一般計負担額) / (事業収益一般計工事収益一般水収支負担額) ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
	③ 基準外繰入金	百万円	↓	—	14.28	38.14	35.31	公費で負担すべき「基準内繰入金」以外の繰入金	本来は下水道使用料等の自己財源で負担すべきもの。
経営の効率性	④ 経費回収率	%	↑	88.71	87.79	79.80	79.80	使用料収入/ 汚水処理費（公費負担分を除く） ×100	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
	⑤ 汚水処理原価	円	↓	174.80	150.00	150.01	150.01	汚水処理費（公費負担分を除く） / 年間有収水量	有収水量1㎡あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。
	⑤ 水洗化率	%	↑	90.67%	97.58%	97.59%	97.60%	水洗化人口/処理区域内人口 ×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

図表 5-19 経営指標等の参考値

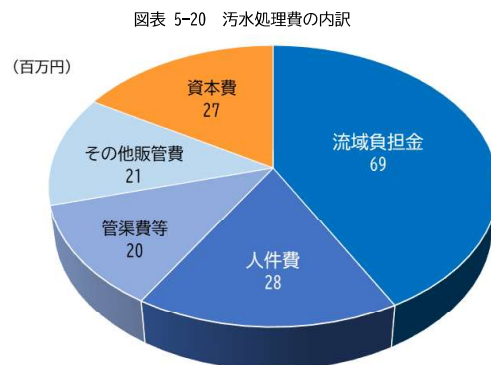
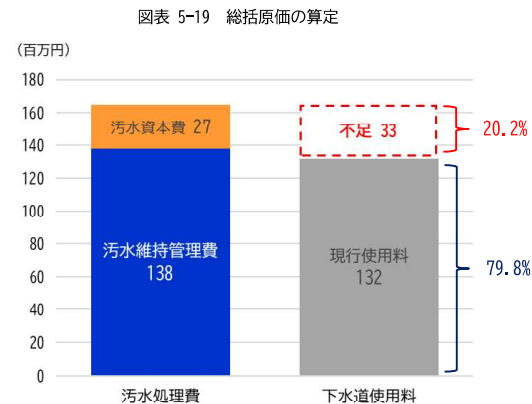
項目		単位	望ましい 動き	2039	2044	2049	2054
				R21	R26	R31	R36
経営の健全性	① 経常収支比率	%	↑	100.00	100.00	100.00	100.00
	② 企業債残高 対事業規模比率	%	↓	436.57	783.10	1506.28	2235.22
	③ 基準外繰入金	百万円	↓	36.75	46.87	56.65	64.80
経営の効率性	④ 経費回収率	%	↑	73.59	65.07	57.69	50.54
	⑤ 汚水処理原価	円	↓	162.66	183.95	207.49	236.86
	⑤ 水洗化率	%	↑	97.62%	97.62%	97.61%	97.58%

(旧)

5-9 下水道使用料適正化財政シミュレーション

総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表を参考に、総括原価の算定を行いました。原価算定期間は令和9(2027)～13(2031)年度の5年間としました。

算定の結果、対象経費に対する使用料収入(現行使用料)の割合は約79.8%であり、約20.2%の使用料収入が不足している状況となります。投資・財政計画においては、営業外収益として一般会計繰入金により収支均衡を維持していますが、この収支不足額を使用料改定で解消し適正な使用料とする場合、**使用料単価を追記しました**改定率 25.31%の使用料改定が必要となります。

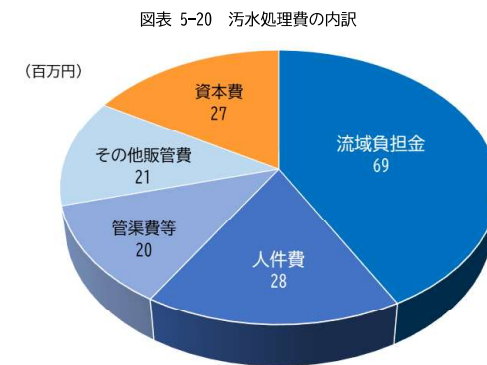


(新)

5-9 下水道使用料適正化財政シミュレーション

総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表を参考に、総括原価の算定を行いました。原価算定期間は令和9(2027)～13(2031)年度の5年間としました。

算定の結果、対象経費に対する使用料収入(現行使用料)の割合は約79.8%であり、約20.2%の使用料収入が不足している状況となります。投資・財政計画においては、営業外収益として一般会計繰入金により収支均衡を維持していますが、この収支不足額を使用料改定で解消し適正な使用料とする場合、**現行 120 円/㎡を 150 円/㎡へ改定率 25%の使用料改定が必要となります。**



(旧)

用語集を追加しました

(新)

《用語集》

用 語	説 明
あ行	
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な歳入と歳出を計上した会計
一般会計繰入金	一般会計と特別会計の会計間における現金の移動のこと。他の会計から入る現金
「雨水公費・汚水私費」の原則	雨水排除に要する経費は、自然現象に起因し排除による受益が広く及ぶことから公費により負担し、汚水処理に要する経費は、原因者や受益者が明らかであることから私費（下水道使用料）により負担するという経費区分の原則。
汚水処理費	施設の管理に要する経費のうち、汚水に係る維持管理費及び資本費の合計。
か行	
改築・更新	老朽化した施設の機能を回復させるため、その全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。
管渠	水路の総称。給水・排水を目的とした水路全体を指す。地中に埋設されているものや、蓋に覆われていない水路などの形式がある。
企業債	地方公営企業が施設の建設・改良等に要する資金に充てるための借入のこと。
基準内繰入金	国が定めた基準に基づく、運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当し、一般会計で負担すべき経費とされているもの。
基準外繰入金	国が定めた基準によらない政策的経費、運営に伴う収入で経費を賄い切れない部分を補填するための一般会計からの繰入のこと。
減価償却費	固定資産の取得価額を耐用年数に合わせて、その期ごとに分割した、現金の支出を伴わない費用。
公営企業	地方公共団体が経営する企業のこと。水道事業、下水道事業、病院事業などがある。
公営企業会計	公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むための、民間企業と同様に複式簿記及び発生主義を採用した会計方式のこと。
さ行	
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用のこと。

(旧)

用語集を追加しました

(新)

資本的収支	管渠等の施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還などと、その財源となる収入のこと。
水洗化人口	下水道の処理区域内において実際に下水道に接続し、使用している人口のこと。
ストックマネジメント計画	施設全体の中長期的な老朽化の状況を予測し、リスク評価により優先順位付けを行ったうえで点検・調査及び修繕・改築を実施し、施設全体を計画的かつ効率的に管理していく計画のこと。
た行	
耐用年数	減価償却資産が、通常の維持補修の範囲において、その資産の本来の用途用法により、通常予定される効果をあげることができる年数のこと。
長期前受金戻入	資産取得時に財源とした補助金等（長期前受金）を、減価償却に対応して収益化したもので、現金を伴わない収益のこと。
長寿命化	下水道施設の点検調査を行い、劣化状況などから総合的な評価を行うことにより、予防保全的な対策を講じて、既存の管路施設の耐用年数を延伸させること。
独立採算制	事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくこと。公費において負担する経費を除き、独立採算制の原則が適用される。
ま行	
マンホールポンプ	自然勾配の流下により排水されることが、地形的に困難な下水を排除するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設のこと。
や行	
有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
流域関連公共下水道	2以上の市町村の区域における下水を排除する流域下水道へ接続し、終末処理場を持たない下水道のこと。
英字	
PPP/PFI	PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップの略）公民連携を指し、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略）は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、PPPの代表的な手法の一つ。

(旧)

利根町下水道事業経営戦略
(令和7年3月策定)
生活環境課

(新)

利根町下水道事業経営戦略
(令和7年3月策定)
利根町